

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

庁内各局部課長
各管区警察局長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丙会発第76号
令和8年9月10日
警察庁長官官房長

捜査費の執行に係る厳格な管理について（通達）

今般、警察庁幹部による海外出張に係る一般捜査費の私的流用事案が発生し、捜査費経理に係る国民の信頼を著しく損なう深刻な事態を招いたことは、決してあってはならないことであり、捜査費の適正な執行を確保し、再びこのような事案が発生することのないようにするためには、取扱者等（取扱者、補助者、中間取扱者及び中間交付者をいう。以下同じ。）による厳格な管理が必要不可欠である。

各位にあっては、海外出張に係る一般捜査費の執行（以下「海外執行」という。）についても厳格な管理が必要であることは国内における執行と何ら変わらないことを十分認識するとともに、捜査費の執行に当たっては、国内外を問わず、「捜査費の適正な執行の確保の徹底について」（令和4年3月17日付け警察庁丙会発第48号ほか）に示すもののほか、下記のとおり、厳格な管理を徹底されたい。

記

1 海外執行における手続の厳格化

(1) 執行計画書の作成

海外執行に当たっては、あらかじめ執行内容をできる限り具体化した執行計画書を作成し、取扱者の承認を受けさせること。

なお、執行計画書は証拠書類として保管しておくこと。

(2) 伺い及び報告の実施

ア 伺い

海外執行について、執行計画書に具体的な内容を記載し取扱者の承認を受けたものは執行の都度の伺いを要しないが、計画内容の主要な部分に変更があるもの、執行計画書に執行が見込まれるものとして記載されたもの、新たに執行の必要が生じたものは、執行内容が具体的にになった時点で取扱者に伺いを立て承認を受けさせること。

イ 報告

海外執行については、執行が終了した都度、取扱者に報告させること。

ウ 記録化

取扱者は、海外執行における伺い及び報告があったときは、これを記録化し、執行計画書に添付しておくこと。

(3) 支払報告書の作成

取扱者は、海外執行における捜査協力者等との接触に要する経費及び捜査協力者等に対する謝礼（現金謝礼、物品謝礼等）については、レシート、領収書等の有無にかかわらず、全件、支払報告書を作成させること。

また、レシート、領収書等は、支払報告書に添付させること。

(4) 精算時の突合

海外執行を行った職員が帰国し精算する際、取扱者は、当該職員から対面で報告を受けるとともに、執行計画書並びにこれに添付された伺い及び報告に関する書類、支払精算書並びにこれに添付された支払額内訳、レシート、領収書及び支払報告書等の関係書類を突合し、取扱者の承認を得ていない執行がないかを含め、その執行内容が適正なものであるかどうかについて確認を徹底すること。

2 取扱者による執行手続の厳格化

取扱者が自ら捜査費を執行する場合は、取扱者は警察庁又は都道府県警察の会計監査担当部門の確認を受けるとともに、取扱責任者の承認及び執行状況の確認を受けること。

3 捜査費の執行に関する指導・教養等の強化

(1) 指導・教養の確実な実施

取扱責任者は、取扱者等及び捜査費を執行する可能性のある全ての職員を対象に必要な指導・教養を定期的の実施すること。特に取扱者等に対する指導・教養は、捜査費経理に係る厳格な管理を実現するために不可欠であることから、人事異動の機会を捉え確実に実施すること。

(2) 実効性のある監査

取扱責任者は、取扱者等に対する対面監査により捜査費経理に係る管理状況を確認させるなど、その実効性を高めるよう配意すること。